

本部町公告第 6 0 号

公募型プロポーザルの公告

令和 8 年度上本部飛行場跡地地区まちづくり概略検討業務の事業者の選定について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

本部町長 仲宗根 章

1. 公募型プロポーザルに対する事項について

- (1) 名 称 令和 8 年度上本部飛行場跡地地区まちづくり概略検討業務公募型プロポーザル
- (2) 目 的 上本部飛行場跡地における土地区画整理事業に向けたまちづくり概略検討業務委託を行う事業者を選定するために実施する。
- (3) 業務内容 令和 8 年度上本部飛行場跡地地区まちづくり概略検討業務公募型プロポーザル実施要項及び仕様書のとおり。
- (4) 提案上限価格 9, 2 8 4, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2. 公募型プロポーザルの全体スケジュール

本業務に係る公募型プロポーザルの全体スケジュールは下記のとおりとする。ただし、都合により変更することがある。

手続き	実施日程	備考
公募開始	令和 8 年 10 月 13 日 (火)	
質問書の提出期限	令和 8 年 10 月 19 日 (月)	電子メールにて受付
質問書への回答	令和 8 年 10 月 21 日 (水)	ホームページに掲載
一次審査書類の提出期限	令和 8 年 10 月 27 日 (火)	※17 時まで
第一次審査結果の通知	令和 8 年 10 月 29 日 (木)	応募多数の場合実施
第二次審査(プレゼンテーション)	令和 8 年 11 月 2 日 (月)	ヒアリング審査
第二次審査結果の通知・公表	令和 8 年 11 月 4 日 (水)	
契約予定時期	令和 8 年 11 月 5 日以降	

3. 参加資格

以下の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 国税及び地方税の滞納がない者
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再認定を受けた者を除く。) ではないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団もしくはその構成員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 本部町の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本部町から指名停止処分を受けていないこと。
- (7) 過去10年間に、国、地方公共団体、またはこれらに準ずる公的機関が発注した「土地区画整理事業に係る事業化検討業務」または同種・類似業務の実績を有すること。
本業務に配置予定の管理技術者は、技術士（都市計画及び地方計画）または土地区画整理士の資格を有し、同種・類似業務の経験を有する者であること。

4. 各書類の提出先

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地

本部町 企画商工観光課 重点政策班（電話番号：0980-47-2702）

5. その他

本公告に記載がない事項およびその他詳細は「令和8年度上本部飛行場跡地地区まちづくり概略検討業務公募型プロポーザル実施要項」による。（本部町ホームページからダウンロードすることができる。）

以上